

賢い生前贈与のポイント

(1) 贈与税負担率が、相続税負担率を上回らないこと

生前贈与を行なう場合には、相続税負担率を上回らない贈与にとどめるのが原則です。

贈与税の税負担率表

贈与価額	税 額	税負担率	贈与価額	税 額	税負担率
万円	万円	%	万円	万円	%
110	0	0	600	101.5	16.9
200	9	4.5	700	136.5	19.5
300	21	7.0	800	176	22.0
400	42.5	10.6	900	216	24.0
500	69.5	13.9	1,000	260.5	26.1

(2) 子より孫に贈与する

子より孫に贈与しますと、相続税の課税が1回パスできます。従って、受贈者は配偶者より子、子より孫にした方が効果的です。

(3) 多くの人に贈与する

550万円を1人に贈与すると、84万5,000円の贈与税が課税されます。5人に均等に贈与すると、各人、基礎控除(110万円)の範囲内ですので、贈与税はゼロです。同じ550万円の相続財産を減らすにも多くの人に贈与した方が有利です。

(4) 現金贈与の留意点

贈与の事実 — 贈与したかどうか不明瞭では、相続税の税務調査の際に問題になります。

そこで、客観的に証明できる書面等を残す配慮が必要です。

① 通帳記帳

子や孫への贈与は、現金受け渡しの贈与ではなく、金融機関の通帳等を通す形をとると、通帳で現金贈与の証明が残ります。

② 契約書の作成

贈与は、お互いの意志確認で成立する行為ですが、その意志確認を行なった証明書類たる「贈与契約書」を作成しておけば、贈与の事実が客観的に明らかになります。

③ 贈与税の申告書および納付書

一歴年の受贈額が110万円以下であれば、贈与税の申告義務および納税義務はありません。逆に110万円を超えると申告および納税義務が生じます。そこで、110万円を若干超える贈与を行なって、贈与税の申告および納付を行ない、申告書および納付書を贈与の証明書類とするのも1つの方法です。